平成２２年（フ）第２５号
岐阜県恵那市大井町1120番地27　ナツキハイツＡ201
債務者　小栗　悠子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県多治見市太平町４丁目30番地　リバーサイドマリオ203
債務者　今瀬　茂樹
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２７号
岐阜県多治見市太平町４丁目30番地　リバーサイドマリオ203、住民票上の住所岐阜県多治見市姫町６丁目118番地の58
債務者　今瀬　金吾
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３１号
岐阜県中津川市蛭川4127番地１
債務者　青山　鈴代
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１４号
名古屋市中川区神郷町３丁目24番地の１ラ・ビアージュ101号
債務者　細川　智加
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８８号
名古屋市港区本宮新町２番地　エミール本宮102号
債務者　服部　達也
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２４１号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番５号シャトウ六万寺501号
債務者　岡　　展代
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６７３号
大阪市大正区南恩加島１丁目13番23号
債務者　松村　　敦
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３１号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目５番14号
債務者　松原三恵子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６号
大阪府守口市南寺方東通３丁目11番15号
債務者　寺田電設こと　寺田　和明
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０号
大阪市東成区中本３丁目８番７号　ブランデール緑橋202号
債務者　渡邊　和雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３号
大阪市城東区中央１丁目６番23号　マイハイツセリガン403
債務者　玉城　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９号
大阪府寝屋川市池の瀬町１番９号
債務者　大野　京子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９号
大阪府茨木市戸伏町18番１―203号、申立時の住所大阪府茨木市下穂積４丁目13番206号
債務者　和田　英雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１号
大阪市東淀川区大道南１丁目25番23号
債務者　増田塗装こと　増田　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２号
大阪府東大阪市若江本町３丁目２番９号
債務者　藤岡　笑子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５号
大阪市旭区大宮４丁目23番23号　グレース大宮401
債務者　古井　伸二
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部